

児童扶養手当の減額率の緩和に関する意見書

母子家庭は、子どもの健やかな成長を願いながら、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、住居、仕事、収入、養育など生活全般にわたって多くの困難を抱えている。

昭和36年に母子寡婦福祉団体の働きかけにより、「児童扶養手当」が実現した。母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることとされたところである。

しかし、平成15年4月に「児童扶養手当法」の一部改正による制度の見直しが行われた。児童扶養手当を受給して5年を経過したとき、または受給要件該当後7年を経過したときは、政令の定めるところにより、手当の額の2分の1を超えない額を支給しないこととする措置の導入である。そして、その減額の割合を定める政令は、子育て支援策、就労支援策等の状況等を勘案して定めるとしている。

一方、「母子及び寡婦福祉法」の改正並びに時限立法である「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の制定等により、母子家庭の母の自立に向けた就業支援策が種々展開されて既に2年が経過した。

しかしながら、母子家庭の母の就業は、厳しい社会情勢の中で極めて困難な状況にある。

平成15年の全国母子世帯調査では、一般世帯の平均年間収入は589万円だが、母子世帯の年間就労収入は162万円にとどまっており、生活への不安は大きなものがある。

よって、本市議会は、政府に対し、児童扶養手当の見直しによる受給5年後または受給要件該当後7年を経過したときの減額率を緩和するとともに、母子家庭の自立に向けた就業支援策のより一層の充実を図ることを要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年9月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司